

事例番号:290147

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第六部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

特記事項なし

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 40 週 6 日

16:20 陣痛発来のため入院、体温 38.1℃

血液検査で白血球 14600/ μ L、CRP 1.2mg/dL

4) 分娩経過

妊娠 41 週 0 日

4:00 頃- 変動一過性徐脈が出現

6:55 頃- 反復する高度遅発一過性徐脈、基線細変動の減少あり

8:05 経膈分娩

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:41 週 0 日

(2) 出生時体重:3600g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 7.09、BE -15.2mmol/L

(4) Apgar スコア:生後 1 分 6 点、生後 5 分 8 点

(5) 新生児蘇生:実施せず

(6) 診断等:

生後 1 日 血液検査 白血球 26500/ μ L、CRP 4.2mg/dL

胎便吸引症候群、感染症疑いで高次医療機関へ新生児搬送

生後 2 日 低酸素性虚血性脳症の診断

(7) 頭部画像所見:

生後 10 日 頭部 MRI で低酸素性虚血性脳症を呈した所見(基底核・視床の異常信号)を認める

6) 診療体制等に関する情報

(1) 施設区分:診療所

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 2 名

看護スタッフ:助産師 1 名、看護師 1 名

2. 脳性麻痺発症の原因

(1) 脳性麻痺発症の原因は胎児の低酸素・酸血症による脳障害である可能性が高いと考える。

(2) 胎児に脳障害が生じた時期については、分娩の数日前から 2 週間程度前の可能性と分娩経過中の可能性があり特定できない。

(3) 胎児低酸素・酸血症の原因は、臍帯圧迫による臍帯血流障害の可能性がある。

(4) 子宮内感染が脳性麻痺発症の増悪因子となった可能性がある。

(5) 分娩直前における母体の発熱や出生後の児の高体温が脳性麻痺の増悪因子となった可能性がある。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 陣痛発来で入院時に母体の発熱を認め血液検査、抗菌薬の投与を行ったことは一般的である。

(2) 入院時に母体の発熱(38.1℃)を認める状況で、連続的モニタリングを行わなかったことは基準から逸脱している。

(3) 妊娠 41 週 0 日 6 時 55 分頃から児娩出までの胎児心拍数陣痛図で反復する

遅発一過性徐脈と基線細変動減少を認めている状況であり、医師の立会い
要請を行わずに経過観察としたことは一般的でない。

(4) 臍帯動脈血ガス分析を行ったことは一般的である。

3) 新生児経過

(1) 出生後、新生児に対する処置(保育器収容、酸素投与)は一般的である。

(2) 生後 1 日に MAS(胎盤吸引症候群)、感染症疑いで高次医療機関へ新生児搬
送したことは一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2014」を再度確認し、胎児心拍数波形レベル
分類に沿った対応と処置を習熟し実施することが望まれる。

(2) 母体の発熱($\geq 38.0^{\circ}\text{C}$)のある場合の分娩では、分娩監視装置による連続的
モニタリングを行うことが望まれる。

【解説】「産婦人科診療ガイドライン-産科編 2014」では、母体発熱中(≥ 38.0
 $^{\circ}\text{C}$)の場合は連続的モニタリングを行なうことが推奨されている。

(3) 診療録には初診時の最終月経から算出した分娩予定日のみの記載で、妊娠
10 週 0 日もしくは 13 週 1 日の受診時に児の超音波断層法から分娩予定日
の変更を行っていると思われる。分娩予定日の変更を行った場合はその旨
を診療録に記載することが望まれる。

(4) 胎盤病理組織学検査を実施することが望まれる。

【解説】本事例では、当該分娩機関入院時の妊産婦の体温が 38.1°C であ
った。胎盤病理組織学検査は、子宮内感染が疑われる場合、その
原因の解明に寄与する可能性がある。

(5) 新生児の体温に応じた適切な保育器内温の管理が望まれる。

【解説】本事例では、保育器の器内温度が高いことにより、新生児の体
温が上昇している。適切な温度管理を行うことが望まれる。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

保育器を使用して新生児搬送を行う際に、新生児の体温が適切になる様に温度管理を行うことを周知することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。